

tsPharma qcLIMS SaaS サービス仕様書

サービス名	サービス種類	型名
tsPharma qcLIMS SaaS 運用サービス 15 ユーザ/問合せ 10 件含む	SaaS	SVS826800
tsPharma qcLIMS SaaS 運用サービス ユーザ追加オプション	SaaS	SVS826801
tsPharma qcLIMS SaaS 問合せサービス 1 件追加 (超過分)	SaaS	SVS826803
tsPharma qcLIMS SaaS 運用サービス カスタマイズ 保守	SaaS	SVS826802
tsPharma qcLIMS SaaS AD 連携オプション	SaaS	SVS826804
tsPharma qcLIMS SaaS 設計/適用支援サービス	ワンオブプロフェッショナルサービス	SVS826805
tsPharma qcLIMS SaaS スタートアップサービス	ワンオブプロフェッショナルサービス	SVS826806
tsPharma qcLIMS SaaS 運用テスト支援サービス	ワンオブプロフェッショナルサービス	SVS826807
tsPharma qcLIMS SaaS CSV 支援サービス	ワンオブプロフェッショナルサービス	SVS826810
tsPharma qcLIMS SaaS 業務システムサポートサービス	ワンオブプロフェッショナルサービス	SVS826811
tsPharma qcLIMS SaaS カスタマイズサービス (設計)	ワンオブプロフェッショナルサービス	SVS826808
tsPharma qcLIMS SaaS カスタマイズサービス (製造・テスト)	ワンオブプロフェッショナルサービス	SVS826809

1. サービスの提供

富士通は、第4条に規定するサービス（以下「本サービス」という）をお客様に提供するものとします。なお、本サービスを、本サービス仕様書の他、添付「tsPharma qcLIMS SaaS 設計／適用支援サービス受託条件明細」、「tsPharma qcLIMS SaaS スタートアップサービス受託条件明細」、「tsPharma qcLIMS SaaS 運用テスト支援サービス受託条件明細」、「tsPharma qcLIMS SaaS CSV 支援サービス受託条件明細」、「tsPharma qcLIMS SaaS カスタマイズサービス（設計）サービス受託条件明細」、「tsPharma qcLIMS SaaS カスタマイズサービス（製造・テスト）サービス受託条件明細」および「tsPharma qcLIMS SaaS 業務システムサポートサービス受託条件明細」（以下、総称して「受託条件明細」という）記載の内容に従い実施します。

2. サービスの構成

本サービスは、以下のサービスから構成されます。なお、本サービス仕様書では、サービス名称の「tsPharma qcLIMS SaaS」の部分を省略して記載するものとします。

2.1 SaaS

(a) 基本サービス

- (i) 運用サービス 15 ユーザ/問合せ 10 件含む

(b) オプションサービス

以下のサービスは、基本サービスの実施を前提とするオプションサービスであり、基本サービスが終了した場合は同時に終了します。

- (i) 運用サービス ユーザ追加オプション
- (ii) 問合せサービス 1 件追加 (超過分)
- (iii) 運用サービス カスタマイズ保守
- (iv) AD 連携オプションサービス

(c) プロフェッショナルサービス

以下の(i)、(ii)、(iii)は、基本サービスと同時に購入するものとします。また、(vii)は、(vi)の実施を前提とするサービスです。

- (i) 設計／適用支援サービス
- (ii) スタートアップサービス

- (iii) 運用テスト支援サービス
- (iv) CSV 支援サービス
- (v) 業務システムサポートサービス
- (vi) カスタマイズサービス（設計）
- (vii) カスタマイズサービス（製造・テスト）

3. 前提条件

- 3.1 お客様は、別途富士通から交付される、本サービスにおいて提供する機能（以下「機能」という）を記載した機能説明書（以下「機能説明書」という）を事前に確認するものとします。機能説明書は、契約期間中に富士通によって随時更新される場合があります。
- 3.2 お客様は、機能説明書に記載されている本サービスの利用に必要な環境（以下「お客様システム環境」という）を、自己の責任と費用において準備するものとします。お客様システム環境には、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークおよびその他のインフラストラクチャが含まれます。お客様は、お客様システム環境の一部としてソフトウェアを使用する必要がある場合、機能説明書に別段の定めがある場合を除き、適用される使用許諾書または同等のものに完全に準拠して当該ソフトウェアを使用し、当該ソフトウェアの最新バージョンを使用するものとします。
- 3.3 お客様は、富士通と連絡を取る主担当者と副担当者の各 1 名（以下「お客様管理者」という）を唯一の窓口として指定するものとします。
- 3.4 お客様は、富士通が指定する申請書を富士通に提出するものとします。

4. サービス

4.1 基本サービス

富士通は、お客様が基本サービスを利用するための ID およびパスワードを発行し、機能説明書に記載された業務機能、管理機能、マスターメンテナンス機能をお客様に提供するものとします。なお、最大ユーザ数は 15 ユーザ、1 か月あたりの問い合わせ対応件数は 10 件までとします。

4.2 運用サービス ユーザ追加オプション

富士通は、基本サービスにおける最大ユーザ数を 1 ユーザ追加します。

4.3 問合せサービス 1 件追加（超過分）

富士通は、基本サービスにおける 1 か月あたりの問い合わせ対応件数が 10 件を超える場合の問い合わせ件数を 1 件追加します。なお、問い合わせサービス 1 件追加の各料金月における従量払契約金額は、問い合わせ対応件数に注文書記載の単価を乗じた金額とします。

4.4 運用サービス カスタマイズ保守

富士通は、基本サービスの利用期間中に、カスタマイズサービスを実施した機能をお客様に提供するものとします。なお、1 か月あたりの問い合わせ対応件数は基本サービスに準ずるものとします。

4.5 AD 連携オプションサービス

富士通は、基本サービスにおけるサービス利用者が、機能説明書記載の管理機能の AD 連携を行うことができるようにします。

4.6 設計／適用支援サービス

富士通は、お客様に対し、お客様が主体となって実施する基本サービスの導入に係わる業務運用設計について、以下のうち受託条件明細で選択した支援作業を行います。

(a) サービス設計／適用支援

富士通は、お客様が品質管理業務を実施するにあたり必要となる基本サービスのサービス適用分析作業を実施します。

(b) 測定機器 I/F 調査・検討支援

富士通は、測定機器の接続インターフェース／送受信データを調査し、連携方法や運用の検討作業を支援します。また、測定機器実機での通信データ、通信手順の確認作業を実施します。

(c) データ移行（要件定義）

富士通は、基本サービスへのデータ移行に関する移行要件の確認を実施します。

4.7 スタートアップサービス

富士通は、お客様に対し、基本サービスの導入に必要な以下のうち受託条件明細で選択した作業を行います。

(a) スタートアップ（構築）

富士通は、お客様が品質管理業務を実施するにあたり必要となる基本サービスの設計および導入作業を実施します。なお、導入作業の中で会議および教育を実施する必要がある場合には、お客様の拠点（以下「お客様拠点」という）または Web 会議で開催するものとし、お客様富士通協議のうえ定めるものとします。

(b) スタートアップ（テスト）

富士通は、お客様が品質管理業務を実施するにあたり必要となる基本サービスの導入におけるテスト計画の立案およびテスト作業、システムチューニングを実施します。

(c) スタートアップ（教育）

富士通は、お客様が品質管理業務を実施するにあたり必要となる基本サービスの導入時の教育作業を実施します。

(d) 測定機器接続支援

富士通は、お客様指定の機器と基本サービスの接続を行います。

(e) マスター設定支援

富士通は、マスターメンテナンス機能を用いたマスター作成および登録を行います。なお、本作業は、富士通の作業環境にて実施します。

(f) 成績書作成支援

富士通は、基本サービスの成績書の設計および作成、登録を行います。なお、本作業は、富士通の作業環境にて実施します。

(g) データ移行（設計／製造／テスト）

富士通は、お客様の現行システムのサーバから基本サービスのサーバへのデータ移行に伴う設計／製造／テスト作業を行います。なお、本作業にて実施する会議体は、お客様拠点または Web 会議で開催するものとし、お客様富士通協議のうえ定めるものとします。

4.8 運用テスト支援サービス

富士通は、基本サービスの運用を開始するにあたり、お客様が主体となってお客様の実データを用いて行う運用テストおよびお客様が主体となって行うお客様のデータ・ソフトウェアの移行・切り替え等について、以下のうち受託条件明細で選択した支援作業を実施するものとします。

(a) 運用テスト支援

富士通は、基本サービスの導入における運用テスト支援の作業を実施します。

(b) 本稼働準備支援

富士通は、基本サービスの本稼働立会いによる準備支援（Q&A 対応）作業を実施します。

(c) データ移行（本番移行）

富士通は、現行システムのサーバから基本サービスのサーバへのデータ移行を実施します。

4.9 CSV 支援サービス

富士通は、お客様が本サービスの導入時に実施する品質保証活動（バリデーション活動）で作成するドキュメントについて、以下のうち受託条件明細で選択した支援作業を実施するものとします。

(a) CSV 支援（VP/URS）

富士通は、基本サービス導入時における CSV 関連文書（VP/URS）作成支援を実施します。対象文書は受託条件明細に記載します。

(b) CSV 支援（FS/DS/DQ/IQ/OQ）

富士通は、基本サービス導入時における CSV 関連文書（FS/DS/DQ/IQ/OQ）作成支援を実施します。対象文書は受託条件明細に記載します。

(c) CSV 支援（PQ/VR）

富士通は、基本サービス導入時における CSV 関連文書（PQ/VR）作成支援を実施します。対象文書は受託条件明細に記載します。

4.10 業務システムサポートサービス

富士通は、お客様の本サービス利用者に対し、基本サービスおよび運用サービス カスタマイズ保守を利用してお客様が行う業務運用またはアプリ保守に関する質問対応、お客様からの問い合わせに付随した業務付帯作業・アプリ保守付帯作業、定例会のうち受託条件明細に定める作業を実施します。

4.11 カスタマイズサービス（設計）

富士通は、受託条件明細に従い、基本サービスに関するカスタマイズの設計を実施するものとします。

4.12 カスタマイズサービス（製造・テスト）

富士通は、受託条件明細に従い、基本サービスに関するカスタマイズについて以下のうち受託条件明細で選択した作業を実施するものとします。

(a) カスタマイズ製造

富士通は、基本サービスのカスタマイズの製造を実施します。

(b) カスタマイズテスト

富士通は、基本サービスのカスタマイズのテストを実施します。

5. 運用時間

本サービスの提供時間帯は、24 時間 365 日とします。

6. サポート

お客様は、サービスの使用方法について質問することができ、富士通は、E-mail を通じて質問に回答するものとし、質問には、サービスの仕様に関する質問、サービスの使用方法に関する質問、またはサービスの不具合の原因の調査が含まれます。なお、問い合わせ件数の上限は、第 4.1 条および第 4.3 条で定めるとおりとし、回答は、日本の祝日および富士通が指定した休日を除く月曜日から金曜日までの日本時間 9:00 から 17:00 までの間に行われます。

7. 期間

本サービスの提供期間は以下のとおりです。

		注記
初回契約期間	1 年	
コミットメント期間	該当なし	

8. お客様の義務

8.1 お客様は、ID およびパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとし、ID およびパスワードの使用に伴う費用はお客様の負担とします。ID およびパスワードが第三者に使用されたことによりお客様に生じた損害について、富士通は一切責任を負いません。

8.2 お客様は、自己の責任と費用において、適切なセキュリティ対策を講じた上で、お客様システム環境を維持するものとし、

9. ワンオフプロフェッショナルサービスの終了

9.1 富士通は、ワンオフプロフェッショナルサービスのうちスタートアップサービスとカスタマイズサービス（製造・テスト）にかかる作業の終了後、すみやかに受託条件明細に定める納品物を提出し、作業の終了をお客様に報告するものとし、お客様は、納品物の内容を確認するものとし、当該確認をもって、当該サービスの終了とします。

9.2 富士通は、ワンオフプロフェッショナルサービスのうち設計／適用支援サービス、運用テスト支援サービス、CSV 支援サービス、業務システムサポートサービス、カスタマイズサービス（設計）にかかる作業を実施後、すみやかに富士通所定の実施完了報告書により、作業の終了をお客様に報告するものとし、お客様は、当該実施完了報告書の受領後すみやかにその内容を確認するものとし、当該確認をもって、当該サービスの終了とします。

10. 知的財産権の帰属

本サービスおよび本サービスに使用するソフトウェアの著作権は富士通または第三者に帰属します。また、本サービスに関連して富士通がお客様に提供したドキュメントの著作権も富士通に帰属しますが、お客様は本サービスを利用するために必要な範囲で、富士通が著作権を有するドキュメントの全部または一部を複製することができます。

11. 料金月

問合せサービス 1 件追加 (超過分)において、料金月とは、毎月 1 日から末日までのことをいうものとします。

12. 用語定義

本サービス仕様書で使用している用語の定義は以下のとおりとします。

CSV	コンピュータ化システムバリデーションをいいます
VP	バリデーション計画をいいます
URS	ユーザ要件定義をいいます
FS	機能仕様定義をいいます
DS	設計仕様定義をいいます
DQ	設計時適格性評価をいいます
IQ	据付時適格性評価をいいます
OQ	運転時適格性評価をいいます
PQ	性能適格性評価をいいます
VR	バリデーション報告をいいます